

報告第 1 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和4年1月27日

三朝町長 松 浦 弘 幸

専決第 1 号

専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月4日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- 1 和解の相手方
鳥取県

- 2 和解の要旨

町は、相手方が管理する道路施設等において、交通事故に起因する次の損傷物の原状復旧をするものとする。

- (1) 損傷物

デリニエーター 1 基

- (2) 場所等

県道鳥取鹿野倉吉線 三朝町大字坂本地内
(3) 復旧費用 36,000円

3 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生年月日

令和3年10月21日

(2) 交通事故の発生場所

三朝町大字坂本

(3) 交通事故の状況

町の職員が、公務のため公用車を運転中、相手方の管理するデリニエーターに接触し、当該デリニエーターが破損したものである。